

「介護保険料の納め忘れにご注意ください」
～滞納期間が長引くと延滞金が加算されます～

介護保険料の納め方には2通りあります。①納付書による直接納付か、口座からの引き落としにより納付する「普通徴収」と、②一定の条件が整い年金からの差し引きにより納付する「特別徴収」です。

「普通徴収」の方で、納め忘れや口座の残高不足等により定められた納期限までに納付されない場合、納期限内に納付した方との公平性を保つため、滞納した日数に応じて計算した額の延滞金を保険料に加算して納めていただくこととなります。

保険料の納付が遅れるにつれて、滞納者自身にとっても延滞金がかさみ負担が大きくなっていくため、介護保険事務所では納期限までに納付されていない方に対して督促状や催告状を送付したり、徴収員が自宅を訪問するなどして、できるだけ早く保険料を納めていただくよう対応しています。

しかし、それでも納めていただけないときには保険給付を制限する場合があります。

なお、病気や失職などにより納期限までに納付できない、または納付することが難しいなどという方は介護保険事務所までご連絡ください。ご事情を伺ったうえ、保険料の減免や分割納付等について相談をお受けします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響によって介護保険料の納付が困難になった方に対する納付猶予制度もありますので、介護保険事務所にご相談ください。

問い合わせ・相談

大曲仙北広域市町村圏組合
介護保険事務所 保険給付班
TEL 0187-86-3911